

# 北海道 自家用新聞

発行所  
北海道自家用自動車協会連合会  
編集兼発行人 林 雄 三 郎  
札幌市東区北三〇東一(郵便番号065-0303)  
電話 (011) 721-1145 四 五 七 八  
支 局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見  
定価 一部 三〇円(会員の年会費に含まれています)

## 悪質運転 厳罰化の新法案を 閣議決定



政府は、悪質運転で死傷事故を起こした運転手を処罰する規定を盛り込んだ新法案を閣議決定した。これにより、道路交通法が改正され、自動車運転の危険運転で起こした死傷事故に対する罰則が強化される。

昨年、自動車の危険運転による死傷事故が連続したことを受けて、法の適用や罰則の改正について検討していた法相の諮問機関である法制審議会は、これまでの危険運転の罪の適用範囲を拡大するとともに、アルコールや薬物などの影響による事故に対する罰則を定めるなど、新しい内容を盛り込んだ改正要綱を法相に答申。これを受け政府は、悪質運転で死傷事故を起こした運転手を処罰する規定を盛り込んだ新法案「自動車運転の危険運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を閣議決定した。

飲酒や薬物摂取、病気などの影響で人身事故を起こした場合に従来のよりも危険運転致死傷罪を適用しやすくなりました。また、危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪(過失運転致死傷罪に改称)の関係条文を、刑法から新法に移行する。

最高刑を懲役二十年とする危険運転致死傷罪は、飲酒運転に起因する重大事故の抑制を目的として十二年

前の刑法改正で盛り込まれた。しかし、適用対象を「正常な運転が困難な状態」に限定していることから立証のハードルが高く、これまで懲役七年を上限とする自動車運転過失致死傷罪が適用されることが多かった。昨年四月に京都で起きた無免許運転の車が登校中の小学生の列に突っ込み十人が死傷した事故でも危険運転致死傷罪は適用されず、見直しの声が高まっていた。

危険運転致死傷罪の最高刑は懲役二十年、同罪の適用に至らない自動車運転過失致死傷罪は同七年であるため、今回、同十五年の新たな罰則により量刑格差を埋める狙いがある。

なお、今回の改正では危険運転致死傷罪の規定を二つに分類し、飲酒や薬物、統合失調症などの病気の影響で「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態」で起こした事故には懲役十五年以下とする罰則を、高速道路の逆走など、通行禁止道を進むし、重大な危険を生じさせる速度で死傷させた場合、「致死」であれば二十年以下の懲役とする罰則が科せられることとした。

また、一定の病気を持つ運転者に対しては、運転免許取得・更新時に車の運転に支障を及ぼす病気の虚偽申告等をした場合、一年以下の懲役

### 《悪質自転車運転にも罰則を強化》

警察庁によると、自転車と歩行者の事故は二〇〇一年の一八七七件から、一年には二八〇六件まで増加。昨年の摘発件数は五三二一件で、統計を取り始めた〇六年の約九倍という急増ぶりである。昨年の自転車乗車中の死傷者数の致死率を違反有無別にみると、違反の無い者が〇・二八%であるのに対し、違反のある者は一・八倍の〇・五一%となっており、自転車の安全運転に対する意識が高まらない背景がある。

「軽車両」で自動車と同じような規制がある。それにも関わらず、自動車運転免許取得時に交通ルールを学ぶ機会があるのに対し、自転車は運転や技能を体系的に学ぶ仕組みがない。そうしたなかで、生命にかかわる事故も起きている。

違反を繰り返す者へは安全講習を義務付け

今回、公安委員会では、悪質運転(信号無視や、酒酔い運転など道交法で摘発対象となる行為)を繰り返した自転車の運転者に対し、公安委員会の行う自転車の危険な運転を防止するための「自転車運転者講習」を義務付けることとした。

(※刑法で刑事責任を問えない十四歳未満は対象外)

#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

#### 平成25年 夏の全国交通安全運動

実施期間 7月10日(水)～7月19日(金)

年間スローガン ストップ・ザ・交通事故死

重点目標

- 観光や夏型レジャー等に伴う事故防止をはじめ、左記の活動を推進する
- ・ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ・ 二輪車・自転車乗用中の交通事故防止
- ・ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- ・ 交差点の交通事故防止

毎月15日は 『道民交通安全の日』

なお、公安委員会の命令に従わず自転車運転者講習を受講しなかった者に対しては、五万円以下の罰金を科すこととした。

路側帯通行を道路左側に限定

路側帯とは、歩道の無い道路の端を線で区切った部分。

現在、自転車は道路交通法(第十七条の二)により、路側帯は双方方向の通行が出来るようになっていた。しかし、路側帯における自転車同士との正面衝突や、すれ違い時の接触事故等を引き起こす危険性があるため、今回の改正で、自転車を含む軽車両は、「道路の左側に設けられた路側帯に限る」とし、違反をすると三年以下の懲役又は五万円以下の罰金を科すこととした。

国土交通省によると、全国の道路一〇〇万キロのうち、歩道の無い道路は全国に約一〇〇万キロ。残り二〇万キロには歩道や自転車道があり、今回の規制は対象外とされる。

### 「ハイブリッドクラス」はじめました!!

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1\*。

新料金スタート!!

4月1日より新料金「ハイブリッドクラス」をスタートしました。アクアやプリウスをはじめとした多品種のハイブリッドカーがさらにご利用しやすくなりました。ぜひご利用ください。

トヨタレンタカー

TOYOTA Rent a Car

レンタカーでエコドライブ。そんなお客さまが増えています。

Economy! 6,300円~/6時間 (税込/基本料金)

Economy! 35.4 km/L

「ご利用料金」が魅力的!!

驚きの「低燃費」!!

●JCOCモード\*1

料金等の詳しい情報はこちら <http://www.toyotarenta.com/>

お電話でのお問い合わせはこちら トヨタレンタリース旭川 Tel.(0166)57-0100

「ラク楽eメンバー」入会でさらにおトク!!

個人向けトヨタレンタカー会員制度

「ラク楽eメンバー」入会受付中!!

キャンペーンの詳しい内容は、ホームページ「トヨタレンタリース」をご覧ください

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-1111

ホームページトヨタレンタリース [www.toyota.co.jp/rent/](http://www.toyota.co.jp/rent/)

携帯電話からのアクセスはこちら! <http://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東區橋4線10号1番地8

旭川店 Tel.(0166)57-0100 大雪山店 Tel.(0166)34-0100 深川店 Tel.(0164)23-0100  
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701 大富野店 Tel.(0166)23-2100 札幌店 Tel.(011)25-3100  
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100 士別店 Tel.(0166)23-2100 札幌内空店 Tel.(011)43-0100  
恵和店 Tel.(0166)61-0100 名寄店 Tel.(0165)43-0100 札幌文庫店 Tel.(011)86-1117 トナム店 Tel.(0167)58-1001





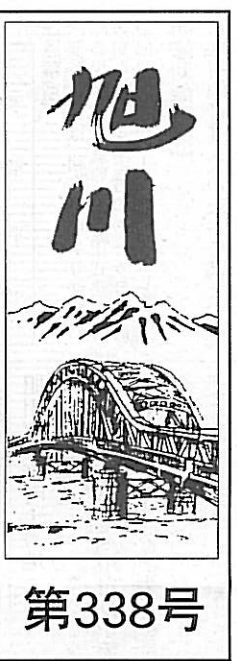


推せん者である役員氏名、住所は下記のとおりです。(順不同)

Table with 4 columns: 会社名, 氏名, 住所, TEL. Lists various companies and their representatives with their addresses and phone numbers.

優良運転者表彰 推せん書の受付を開始

当協会では、厳しい交通環境にもかかわらず安全運転に徹し、永年にわたり無事故・無違反を続けたドライバーを顕彰するため、今年も事業計画に基づき優良運転者表彰を行います。次の要領により表彰者の推せん書を受け付けますので、表彰対象となる方は是非お申込ください。



第五十二回優良運転者推せん要領

- 第一項 表彰者の範囲
(1) 当協会の会員の従業者で常に自家用自動車を運転している者。
(2) 当協会の会員の推せん書による推せん方法
(1) 所属会員の推せん方法
(2) 交通関係団体(交通安全協会またはこれに準ずるもの)から推せんされたもの。
(3) 勤め先事業主、または当協会役員から推せんされたもの。
(4) 協会の役員(住所は別表の通り)
第三項 普通免許以上の者
第四項 年数計算終日は平成二十五年五月三十一日現在とする。
第五項 年数計算終日は平成二十五年五月三十一日現在とする。
第六項 表彰基準
A、25年以上 B、10年以上 C、5年以上
D、20年以上
E、15年以上 F、10年以上 G、5年以上
H、40年以上
I、45年以上 J、30年以上 K、15年以上
L、50年以上
なお、一度表彰を受けた者は次の基準に達するまで資格を保留する。
第七項 表彰式は、当協会選考委員会で審議の上決定する。
第八項 表彰式の日時は、場所以は別に通知する。
第九項 個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
第十項 個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
提供された個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
但し、同事業遂行にあたり、個人情報を提供して一部業務を第三者に委託する場合があります。

第52回優良運転者推薦書

推薦者

旭川市春光町10番地
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 会長 殿
平成 年 月 日

住所
名称
氏名

下記の者を優良運転者として成績優良につき推薦いたします。

電話番号 番

Table for recommendation details: 被推薦者, 現住所, フリガナ, 氏名, 性別, 電話番号, 勤務先, 主たる乗務自動車ナンバー, 過去に自家用自動車協会の表彰を受けた年月日及び基準(近年)

運転免許証のコピーを貼付してください

(注) 1. 各項目は楷書で、フリガナも記入してください。
2. 推薦者が法人の場合は代表者を記入、法人代表印を押してください。
3. 過去5年間の無事故・無違反証明書を添付してください。
4. ご提出された個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
なお、当事業遂行にあたり、個人情報を提供して一部業務を第三者に委託する場合がございます。



# 「セーフティラリー北海道2013」 「シルバーセーフティラリー」 七月一日から同時スタート

「セーフティラリー北海道」と「シルバーセーフティラリー」は、交通事故多発期に無事故・無違反を旨とする安全運転意識を高め、交通事故防止を図ることを目的とした参加型の交通安全運動です。昨年は参加者約十七万人のうち約九十四%の人が無事故・無違反を達成し、交通事故防止に高い効果を出しています。

実施期間は、七月一日から十月三十一日までの四ヶ月間で、無事故無違反達成チーム(者)には抽選で賞品も当たります。

平成25年度  
**整備管理者**  
選任前研修開催予定のお知らせ

北海道運輸局旭川運輸支局主催による、平成二十五年度の整備管理者選任前研修の開催予定は左記の通りです。

選任前研修開催予定表

| 開催予定日                         | 会場   |
|-------------------------------|--|
| 平成25年6月11日(火)<br>13:30~17:00  | 旭川市春光町10番地<br>一般社団法人旭川地方<br>自家用自動車協会<br>2F 会議室 |
| 平成25年9月11日(水)<br>13:30~17:00  |  |
| 平成25年12月10日(火)<br>13:30~17:00 |  |
| 平成26年3月11日(火)<br>13:30~17:00  |  |

【注意事項】  
開催予定日は、諸事情により変更になる場合がございます。正式決定のお知らせは、予定日の約一ヶ月前に当協会ホームページに掲載致します。

【研修対象要件】  
研修対象者は、次の条件を満たす者

①整備管理者として選任を予定している者。  
②整備の管理を行うとする自動車と同種類の自動車の点検、若しくは整備または整備の管理に関する二年以上の実務経験を有している者。

【申込方法】  
当協会のホームページから、受講申込書をダウンロードし、必要事項を明記の上 FAX 等でお申込みください。なお、ダウンロードできない場合は、当協会までお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
旭川市春光町十番地  
一般社団法人  
旭川地方自家用自動車協会  
TEL (0166) 51-1221  
FAX (0166) 53-1330  
<http://www.a-jikayo.or.jp>

申込用紙を最寄りの警察署、自動車安全運転センターで入手し、必要事項を記載の後、運転記録証明書の法定手数料を添え、自動車安全運転センター又は郵便局(振込手数料は参加者負担)で申し込みをして下さい。

◎参加資格  
道内居住の六十五歳以上の自動車運転免許保有者

◎参加部門  
個人参加のみ

無事故無違反で、目指せ笑顔のゴールイン！  
1万円相当の賞品が抽選で300人に当たる！

SAFETY RALLY HOKKAIDO 2013  
セーフティラリー北海道2013  
実施期間 7月1日(火)から10月31日(木)までの4か月間

みんなと家族が安心して暮らせる北海道のために、4か月間の安全運転を目指してみませんか？

※上記記載の「セーフティラリー北海道2013」(手数料必要)に同時参加も可能です。是非この機会にあなたも参加してみませんか。

新入学児童へ交通安全グッズを寄贈  
一般社団法人旭川地方自家用自動車協会

自家用自動車協会では、新入学児童を交通事故から守るため、二〇〇一年から交通安全グッズを寄贈しております。

今年も、昨年と同様に旭川市内の小中学校に「反射材付学童黄傘」一五〇本を、稚内市には地域の特性として風が強いことから、傘ではなく交通安全用信号機セット・交通安全指導の旗をそれぞれ寄贈しました。

黄傘には、車の運転席からも確認しやすい反射材が付いており、また一部が透明で傘をさしたままでも前方を見ることが出来るように工夫されています。

去る四月三日、旭川市役所で行われた贈呈式には、協会から吉田裕会長をはじめ平修専務理事、森田英章常務理事が出席し、目録等を西川将人市長へ贈呈致しました。西川市長から吉田会長へ感謝状が手渡され、西川市長の感謝の言葉に吉田会長は、「子供の数が減る中で、安全確保は大切な問題。これからも交通安全運動に貢献していきたい」と述べました。

◎参加料  
無料

◎申込方法  
警察署備付けの「シルバーセーフティラリー参加申込書」に必要事項を記載し、最寄りの警察署に提出して下さい。

また、吉田会長は市教委へ夜間の無灯火運転や登下校時の並列・暴走自転車などの児童生徒の交通安全指導強化を要請。車両運転者だけではなく、道路を使う双方の努力で、悲惨な事故の撲滅を願いました。

スピードダウンシートベルト着用  
**交通安全**  
旭川地方自家用自動車協会

70cm  
86cm

**交通安全旗 無料提供**

協会では、交通安全運動を推進しています。会員の方々に交通安全・事故防止に役立てていただくべく、左記の交通安全旗を無料で提供いたします。ご希望の方は、当協会までご連絡ください。

電話 (0166) 51-1221

サポート・ユア・カーライフ  
**JAF**  
一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

**ロードサービス救援コール**  
車・バイクの故障、トラブルの受付  
【全国共通・24時間年中無休】  
**0570-00-8139**

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。  
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

グループウェア  
または、  
知照ダイヤル  
**#8139**

通話料は有料、ダイヤル回線の固定電話、一部のIP電話等からはご利用になれません。  
※携帯電話・メールでの救援は、こちらから！

**総合案内サービスセンター**  
ロードサービス以外の手続きサービスなどのご案内  
【全国共通・年中無休】平日9:00~19:00  
土日・祝・年末年始9:00~17:30  
**0570-00-2811**

通話料は有料。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。  
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店  
または支部窓口へ

つけていますか?  
愛車に『11-78』

イイ ナンバー  
希望できるナンバーの区分

- 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べます。
- 特に人気が高いと考えられる下記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

予約問い合わせは(希望ナンバー予約センター)まで  
一般社団法人旭川地方自家用自動車協会  
TEL(0166)51-1221

インターネットからも予約できます。  
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>

| 抽選対象希望番号 |                |      |      |
|----------|----------------|------|------|
| 1        | 7              | 8    | 88   |
| 333      | 555            | 777  | 888  |
| 1111     | 3333           | 5555 | 7777 |
| 8888     | ※事業用及びレンタカーを除く |      |      |